

世界知的所有権機関（WIPO）等における最近の動向について （第 26 回 SCCR の報告）

平成 26 年 1 月 3 日
文化庁 国際課

1. 概要

平成 25 年 12 月 16 日（月）～12 月 20 日（金）、世界知的所有権機関（WIPO）において、著作権等常設委員会（SCCR）第 26 回会合が開催された。今次会合における主な議題と時間配分は、以下の通りである。

- （1）放送機関の保護（2 日間）
- （2）権利の制限と例外
 - ① 図書館とアーカイブのための権利の制限及び例外（1.5 日間）
 - ② 教育機関と研究機関等のための権利の制限及び例外（0.5 日間）
- （3）その他（結語等）（1 日間）

2. 各論

（1）放送機関の保護

① これまでの経緯

SCCRでは、1998年11月以降、放送機関にインターネット時代に対応した保護を与え、放送信号の不正使用等の防止に関する国際的なルールを定めるべく、新条約（放送条約）の検討が行われている。

本条約の議論は、各国法制の相違に起因し、長期にわたり目立った進展はみられていなかったが、第23回SCCR（2011年）において、インターネット上の送信を保護の対象に含める南ア・メキシコ提案が提出され、放送条約の採択へ向けた動きが再びみられ始めたところ、我が国は、これまでの各国提案を絞り込んだ提案をWIPO事務局に提出する等、積極的に対応してきた。その結果、2012年7月の第24回SCCR会合では、我が国提案を含む形でシングルテキスト化された作業文書（SCCR/24/10 Corr : 資料1-2）が作成され、現在当該文書をベースに議論が行われている。

その後、2014年に外交会議を開催することを目指して議論が続けられ、2013年4月に開催された放送条約に関する中間会合（本年度第一回国際小委員会にて報告）では、当該文書に基づいて、条約の適用の範囲（6条）、受益者（7条）、及び権利・保護の範囲（9条）について議論されたが、依然各国の対立が根深い状況が続いていた。

現在の主な論点として、i) 伝統的放送機関が行うインターネット上の送信の保護の在り方、ii) 固定後の権利（複製権、利用可能化権等）、iii) 受信した放送のインターネット上への再送信、iv) 放送前信号の保護の在り方、v) 暗号解除、vi) 保護期間等が挙げられる。

② 新提案の提出

上述の主要論点のうち、最大の懸隔点の一つは、「伝統的放送機関によるインターネット上の送信」を条約の保護対象とするか否か、という点にある。当該論点について、欧米諸国を始めとした多くの国々は、これを本条約の保護対象とすることが必要であるとする一方で、印は、保護対象とすべきではないと強硬に主張し続けている。我が国は過去の議論の中で、伝統的放送機関とウェブキャスター（伝統的放送機関以外のインターネット上の送信を行う者）とのバランスや、「伝統的放送機関によるインターネット上の送信」の範囲（サイマルキャストのみを対象とするのか、あるいはウェブキャストやオンデマンド送信を含むのか）等に関する検討が不十分であるとの認識にしたがい、放送条約の早期採択を目指すには、インターネット上の送信をいったん条約の議論とは切り離し、より懸隔点の少ない伝統的放送機関による伝統的放送に関する条約の議論を先行させるのが好ましいとしてきた。

しかしながら、近年の放送条約の議論において、“technology neutral”（地上波放送、衛星放送、有線放送、インターネット上の送信を含むすべての媒体を同等に扱うこと）の概念を主張する声次第に強くなりつつある一方で、印のようにインターネット上の送信を保護することに強硬に反対する国が存在する状況にかんがみると、条約の早期採択を目指すには、インターネット上の送信を議論から切り離すことを主張するよりも、むしろこれを保護の対象とした上で、その保護は任意である、とするのがより建設的であるとともに、各国も受入れやすであろうとの判断のもと、我が国は2013年12月、第26回SCCR開催に先立ち、伝統的放送機関によるインターネット上の送信について、条約上の適用の範囲に含めることを主旨とする条文案を、既存のテキストに対する追加提案（6条の2）として提出した（SCCR/26/6：資料1-3）。

③ 第26回SCCRにおける議論

同月開催された第26回SCCRでは、中間会合に引き続き、適用の範囲（6条）、受益者（7条）及び権利・保護の範囲（9条）について議論がなされた。

● 適用の範囲（6条）

まず我が方からの新提案の趣旨説明の後、適用の範囲（6条）について議論された。議論を円滑化するため我が方は、前回会合の際に配布したのと同様の論点整理ペーパーを議場配布した（資料1-4）。

我が方からの提案については、その柔軟性を歓迎する旨、米、EU諸国、中央アジア・コーカサスグループ、メキシコ、ケニア、南ア等、多くの国から発言がなされたが、印は我が方の提案については検討に時間を要するとしつつ、基本的にはインターネット上の送信を条約の義務的保護対象とすることは2007年のGAマンデートを越えるとして反対し、既存の提案の修正提案（5条、6条、7条、9条に関して）を議場で配布した（資料1-5）。

伝統的放送機関による伝統的放送を保護対象とすることに異をとる国はなかったが、仮にインターネット上の送信を保護対象とした場合に、いかなる送信を保護対象とすべきかという点については、米、EU、豪、加を始めとした国がサイマルキャス

ティングを少なくとも保護対象とすべきとする一方で、オンデマンド送信について、これを保護対象として含めることを明確に求める国はないものの、これを排除して良いかどうかという点については、EU、米が引き続き態度を留保するとした。

- 受益者（7条）

受益者は、伝統的放送機関と有線放送機関とすることに異見は見られなかったが、5条との関係から、放送機関の定義を具体的にいかにすべきかという点についてさらなる検討が必要とされた。

- 権利・保護の範囲（9条）

権利・保護の範囲については、米が、WPPTのような権利のカatalogを設ける必要はなく、Single right approachで十分であるとし、同時再送信（ほぼ同時（near simultaneous）の場合を含む）と放送前信号のみをその範囲とする提案を議場で配布した（資料1-6）。他方で我が方が以前提出した9条B案（固定権、複製権、利用可能化権等、固定後の種々の権利を含む）については、EU諸国、南ア、ケニア等を始めとしてその概念を支持する国が一定数あった。また印は引き続き、許諾権ではなく禁止権を与えるべきことを主張した。

- 今後の予定

我が方、米、印からの新提案については、SCCR/24/10 CorrへのAnnexとして取り扱われることとなり、次回以降、これら提案を含めて引き続き議論を続けることとなった（現時点での主要論点についての主要国のスタンスは、資料1-7参照）。

（2）権利の制限と例外

① これまでの経緯

2005年に権利の制限と例外の議論が開始されて以降、視覚障害者等のためのもの（マラケシュ条約の採択にいたる）以外の権利の制限と例外についても、SCCRの議題として取り上げられている。具体的には、i) 図書館とアーカイブのための権利の制限と例外、ii) 教育機関と研究機関等のための権利の制限と例外、の2つの観点で議題として取り上げられているものの、議論はまだ始まったばかりの段階である。

②-1 第26回SCCRにおける議論（図書館とアーカイブのための権利の制限と例外）

第22回、第24回SCCRにてアフリカグループから提出された提案、第23回SCCRにて提出されたブラジル・エクアドル・ウルグアイ提案、米の目的と原理に関する提案等の文言を11のトピック（下記（※）参照）に整理し、各トピックについての加盟国からのコメントあるいは国内法制の紹介をまとめた作業文書（SCCR/26/3）に基づいて、トピック1～4について順に加盟国の現状を把握し問題点を整理する作業が行われた。アフリカグループや中南米諸国は引き続き法的拘束力のある文書の作成を求め、テキストの洗練を進めたいとする一方で、先進国側は、国ごとの文化や伝統に基づき柔軟に権利の制

限と例外の規定を設けられるようにすべきとの認識に基づき、各国の法制度、プラクティス、経験の共有を中心に行うべきとしており、両者のスタンスは依然として平行線をたどっている。次回以降も、引き続きSCCR/26/3をベースに議論することとなった。

※図書館とアーカイブに関する権利の制限と例外：11のトピック

- ① 保存 (PRESERVATION)
- ② 複製権と安全コピー (RIGHT OF REPRODUCTION AND SAFEGUARDING COPIES)
- ③ 法定納本 (LEGAL DEPOSIT)
- ④ 図書館貸出し (LIBRARY LENDING)
- ⑤ 並行輸入 (PARALLEL IMPORTATIONS)
- ⑥ 国境を越えた使用 (CROSS-BORDER USES)
- ⑦ 孤児著作物等 (ORPHAN WORKS, RETRACTED AND WITHDRAWN WORKS, AND WORKS OUT OF COMMERCE)
- ⑧ 図書館とアーカイブの責任制限 (LIMITATIONS ON LIABILITY OF LIBRARIES AND ARCHIVES)
- ⑨ 技術的保護手段 (TECHNOLOGICAL MEASURES OF PROTECTION)
- ⑩ 契約 (CONTRACTS)
- ⑪ 翻訳権 (RIGHT TO TRANSLATE WORKS)

②-2 第26回SCCRにおける議論（教育と研究機関等のための権利の制限及び例外）

第22回、第24回SCCRにてアフリカグループから提出された提案、第23回SCCRにて提出されたエクアドル・ペルー・ウルグアイ提案、ブラジル提案等とそれに対する各国からのコメントをまとめた仮作業文書 (SCCR/26/4/Prov) について、地域コーディネーターを中心にステイトメントが行われるのみで、時間的な制約もあり、実質的な議論はなされずに終わった。図書館とアーカイブに関する議論と同様に、先進国側は、国ごとに柔軟に権利の制限と例外の規定を設けられるようにすべきであると主張する一方、アフリカグループ等は、法的拘束力のある文書の作成を求めた。

次回以降も、引き続きSCCR/26/4/Provに基づき議論することとなった。

(3) その他

● 次回以降の会合

第27回SCCRは、2014年4月28日～5月2日の日程で開催予定。議題の時間配分は、放送条約に2.5日間、権利の制限と例外に2日間、その他の議題に0.5日間の予定。秋の加盟国総会（一般総会）までもう一回（第28回）開催予定。

● 将来の議題案

米等から、現在のSCCRの議題に新たに追加する将来の議題として、いずれもノルムセッティングにはしないことを前提に、ライセンス（特にオンライン環境下での）、集中管理団体を含む権利管理、自主的な産業間の取組 (voluntary cross-industry initiatives: 例えば、権利者を特定するための権利管理データベース) 等が提起された。

(了)